

## ■水防法に基づく「法定協議会」

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(大規模氾濫減災協議会)を組織するものとする。

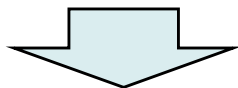
## ■減災対策協議会の「目的」

河川管理者、県、市町等が連携・協力して、**減災のための目標を共有し、ソフト対策※を一体的、計画的に推進**することにより、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「**水防災意識社会**」を再構築する。

※ R3年度から減災対策協議会では「避難・水防」に係るソフト対策に重点化することとなった。

## ■減災対策協議会の「流れ」

減災対策協議会・幹事会(1月頃)



減災対策協議会(3月頃)

例年、水防連絡会(幹事会)、流域治水協議会(幹事会)と併せて開催

例年、流域治水協議会と併せて開催



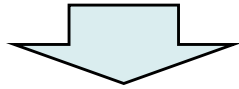
■ 減災対策協議会の開催状況 (WEB会議)

※ この他、大きな出水が発生した等の場合には、別途、開催して情報共有や協議を図ることもある。

# 手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会について

## ■協議会の主な「実施項目」

① 水害リスク情報および各構成員が実施している減災に係る取組状況等を共有する。



取組項目	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
内容	水防工法研修会を開催
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、石川県内自治体、消防団と合同で水防工法研修会を開催しました。

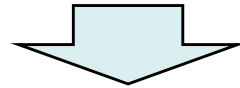
**【実施概要】**

- ・日時：令和6年5月25日(土) 9:30~12:25
- ・場所：川北町朝日地先（水辺の楽校西部拠点 手取川右岸2.2k）
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会（石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方気象台、金沢河川国道事務所）、金沢市、津幡町、石川県建設コンサルタント協会、消防団など 約150名
- ・内容：水防工法の実技



※各機関から取組の情報を発信・共有

② 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実現するため取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を作成し、共有する。



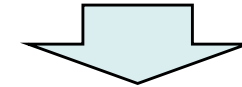
「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
手取川流域の減災に係る取組方針  
(案)

令和4年5月27日(金)

手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

※概ね5年で実施する取組を定める

③ 毎年、協議会において地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認する。



【手取川大規模氾濫に関する減災対策協議会の各機関の取組】 1/8

資料-1-0

機関	取組項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施状況	備考	実施状況	備考	実施状況	備考	実施状況	備考	実施状況	備考
国土交通省	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
石川県	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
手取川・梯川・石川海岸水防連絡会	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
金沢市	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
津幡町	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
石川県建設コンサルタント協会	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
消防団	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
金沢地方気象台	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	
金沢河川国道事務所	水防工法研修会の開催	実施		実施		実施		実施		実施	

※毎年、協議会において、関係機関の取組目標に対する進捗を確認

## ■手取川[梯川]流域の減災に係る取組方針(案)について

- 各河川流域の地形的特徴や被害状況、改修の状況等を踏まえた「**主な課題**」を整理し、「**5年(R4年度~R8年度)で達成すべき目標**」を設定。
- この目標を基に「**概ね5年で実施する取組(取組項目、目標時期、取組機関)**」を定め、関係機関で取り組んでいるところ。
- R8年度**は5カ年の最終年であり、これまでの取組等を踏まえ、**計画の見直しを行う予定**。

# 減災対策協議会と流域治水協議会について

○激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取組を計画的に推進することを目的とした2つの協議会を開催

## 減災対策協議会

### ●目的、位置付け等

- 目的: 減災のための目標を共有し、ハード対策、ソフト対策を一体的に推進することで、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- 位置付け: 水防法第15条の9(大規模氾濫減災協議会)
- 対象とする構成員: 国、県管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

### ●協議会の設立経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨… 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生



- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- 概ね5年間の具体的な取組を定めた「減災に係る取組方針」を策定

### ●取組目標

①円滑かつ迅速な避難行動の取組

②氾濫被害の軽減や避難時間の確保のための水防活動等の取組

③社会経済活動を取り戻すための排水活動等の取組

減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

## 流域治水協議会

### ●目的、位置付け等

- 目的: 気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、河川対策の促進に加えて、氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策グリーンインフラの取組を推進
- 位置付け: 社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立(法的位置付けは無い)
- 対象とする構成員: 流域全体(河川管理者(国・県)、市町村、企業、住民)

### ●協議会の設立経緯

- 近年、豪雨災害が激甚化、頻発化… 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月熊本豪雨など



- 気候変動の影響による更なる水災害への対応として協議会を設置
- 具体的な取組やロードマップを「流域治水プロジェクト」として策定

### ●取組目標

洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策

- ・ 洪水氾濫対策
- ・ 流水の貯留機能拡大
- ・ 土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ・ 防災指針の作成
- ・ まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧復興のための対策

- ・ 水害リスク情報の充実
- ・ 避難体制等の強化
- ・ 早期復興を支援する事前の準備 等

グリーンインフラの取組

- ・ 治水対策における多自然川づくり
- ・ 自然環境が要する多様な機能活用の取組
- ・ 生態系ネットワークの形成の取り組み 等

## 各機関の減災に係る取組状況等

# ～ 金沢河川国道事務所 ～

取組項目	①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施 ②毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ③洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
内 容	情報伝達訓練の実施による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに洪水対応演習(情報伝達訓練)を行いました。

## 【実施概要】

- ・日 時 : 令和7年5月9日(金) 9:00～17:00
- ・対象機関 : 石川県、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町、金沢市、北陸電力(株)、電源開発(株)、IRいしかわ鉄道(株)、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所
- ・内 容 : ① 水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認  
② 関係機関と連携した水防の実働を想定した訓練  
③ 河川管理者からの情報提供等の確認訓練



実働を想定した警報発令や連絡体制の確認訓練



関係機関とWeb会議による  
双方向の情報共有訓練



河川管理者からの情報提供  
(ホットライン)の訓練

取組項目	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
内 容	水防工法研修会を開催
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、石川県内自治体、消防団と合同で水防工法研修会を開催しました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和7年5月17日(土) 9:30～12:30
- ・場 所：川北町朝日地先（水辺の楽校西部拠点 手取川右岸2.2k）
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会（石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所）、石川県建設コンサルタント協会、消防団など 約150名
- ・内 容：水防工法の実技



縄の結び方についての実技



積み土のう工の実技



シート張り工の実技



月の輪工の実技

取組項目	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の合同巡視の実施
内 容	重要水防箇所等の合同巡視の実施
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会は、洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）の点検を行いました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和7年6月4日(水) 9:00～17:00
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会構成員（石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所） 約40名
- ・内 容：① 手取川及び梯川における重要水防箇所の点検  
② 手取川及び梯川における水防倉庫の点検



手取川 左岸9.0k付近



梯川 左岸10.8k付近



手取川 辰口ナビゲーションセンター  
(国土交通省)

取組項目	外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施
内 容	情報伝達訓練の実施及び巡視手帳の配布による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに情報伝達訓練を実施するとともに、関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防活動の連絡体制を確認。

・対象機関：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

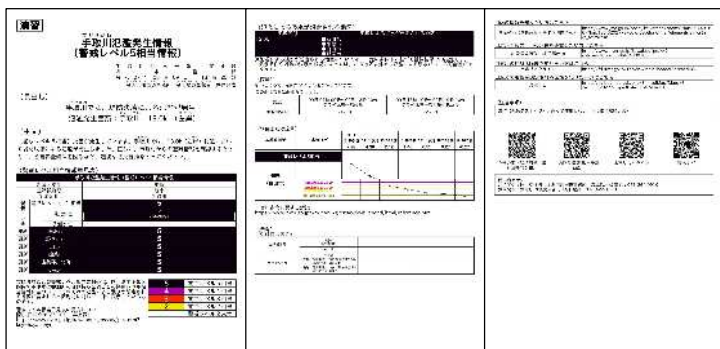
【実施概要】

①洪水対応演習(情報伝達訓練)

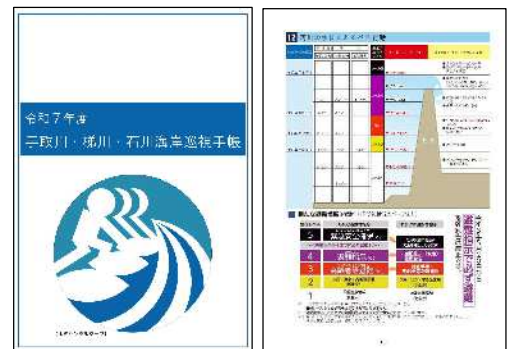
- ・日 時：令和7年5月9日(金)
- ・内 容：水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認

②手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布

- ・日 時：令和7年6月10日(火) 発送
- ・内 容：関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防警報の伝達系統図を確認



洪水対応演習の様式



令和7年度の巡視手帳を配布

取組項目	出前講座等を活用し、水防災等に関する勉強会を開催
内 容	自治体職員向け研修支援
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所では、小松市新人職員を対象に、氾濫による人的被害を防止するための住民への避難情報発信、氾濫を防止するための水防活動について等の研修支援を行いました。

【実施概要】

- ・日 時：令和7年 5月29日(木) 10:00～11:40
- ・場 所：小松流域治水出張所
- ・内 容：①氾濫による人的被害を防止するための住民への避難情報発信  
②氾濫を防止するための水防活動  
③令和4年8月4日出水概要  
④流域治水の取組みと防災対策の強化

新人水防研修タイムスケジュール

開始	終了	所要時間	内容	備考
10:00	10:03	003	到着挨拶	3協会協賛、全員で実施。
10:03	10:12	009	オリエンテーション	3協会協賛、全員で実施。
10:12	10:18	006	移動	
10:18	10:38	020	水害対策本部、苗川川「ワ」操作班2班に分かれて体験	青チーム：水害対策本部班(15分)、質疑応答(5分) 赤チーム：ポンプ操作班(水曜夜間班)5分、ポンプ操作体験5分、ポンプ退避10分、質疑応答(5分)
10:38	10:44	006	移動	
10:44	11:04	020	水害対策本部、苗川川「ワ」操作班2班に分かれて体験	青チーム：ポンプ操作班(水曜夜間班)5分、ポンプ操作体験5分、ポンプ退避10分、質疑応答(5分) 赤チーム：水害対策本部班(20分)、質疑応答(5分)
11:04	11:10	006	移動	
11:10	11:35	025	講話、質疑応答、閉会	3協会協賛、全員で実施。
11:35	11:40	005	移動	11:50 ハズ出発

研修会スケジュール



研修会の様子

## ～ 石川県 ～

取組項目	災害情報の収集・発信体制の強化
内 容	石川県防災ポータルでの防災情報の発信・災害情報の収集強化
実施主体	石川県

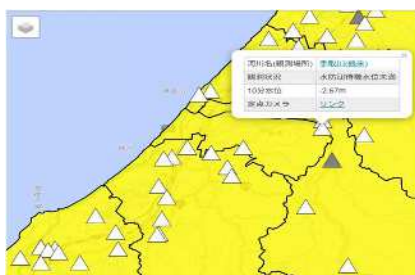
### ○石川県防災ポータルを活用した情報発信

様々な防災情報を集約して発信する「石川県防災ポータル」において、雨量や河川の水位、注意報・警報などの防災情報を随時発信。気象情報や避難指示、避難所情報などの防災情報をまとめて表示できるようにするなどリニューアル。

### ○石川県総合防災情報システムを活用した情報収集

県、市町、消防などの防災関係機関が情報を共有するための「石川県総合防災情報システム」を改修し、情報収集を強化し、災害対応に活かす。

- ・災害情報の可視化  
河川の水位や避難所、通行止めの区間などをマップ上に重ね合わせて表示
- ・避難所情報などの登録機能強化  
避難者数やインフラの状況、必要な物資などを現地からスマホなどで登録可能



石川県防災ポータル



石川県総合防災情報システム

取組項目	複合災害に対応する訓練の実施
内 容	石川県防災総合訓練
実施主体	石川県、かほく市

能登半島地震・奥能登豪雨の教訓を踏まえ、地震と豪雨の複合災害を想定した訓練を実施

**【概要】**

- 日時 令和7年11月2日(日)
- 場所 かほく市(県立看護大グラウンド、高松中学校など)
- 参加者 約100機関、約1万人
- 訓練想定 顕著な大雨に関する情報が発令される中、震度7の地震が発生
- 実施訓練(一部)
  - ・地震による河川堤防の沈下や更なる降雨に伴う堤防越水により、浸水被害などが生じる恐れがあるため、応急対策(土のう積上げ)を行う水防工法
  - ・ドローンを活用した、孤立集落偵察
  - ・高齢者や障害者などの要配慮者を想定した、避難および避難所開設



水防工法訓練



ドローンによる集落偵察訓練



避難所開設訓練

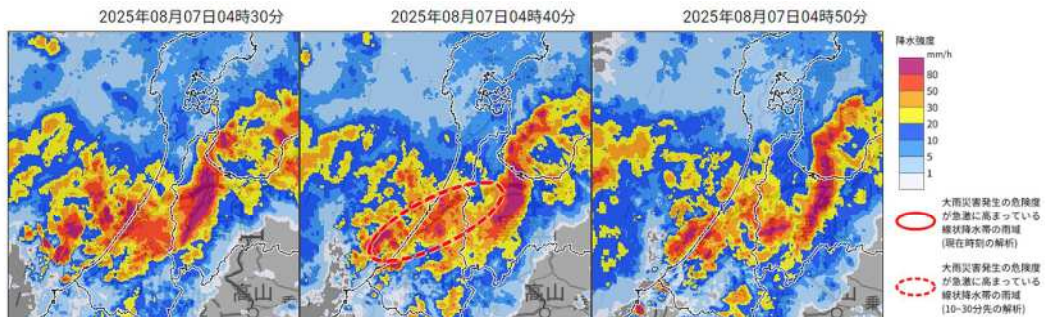
# ～ 金沢地方気象台 ～

取組項目	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
内 容	線状降水帯に関する情報の提供
実施主体	金沢地方気象台

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

令和7年8月7日、日本海を東に進む低気圧と前線の影響により石川県では記録的な雨となり、特に金沢市を中心に床上浸水が多数発生、金沢で観測された7日13時10分までの12時間降水量は331.5ミリを観測し、最大1時間降水量、最大3時間降水量および最大6時間降水量もそれぞれ統計開始以来第1位となった。

また、7日4時40分には降水ナウキャストによる線状降水帯の雨域が解析された(30分先までの解析)ことから、顕著な大雨に関する石川県気象情報(第1号)を7日04時47分に発表しました。



顕著な大雨に関する石川県気象情報 第1号  
令和7年8月7日04時47分 金沢地方気象台発表

(見出し)  
加賀では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。  
(本文)  
なし

取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内容	緊急時における能動的ホットラインの実施や防災メール、週末メールによる情報提供、解説
実施主体	金沢地方気象台

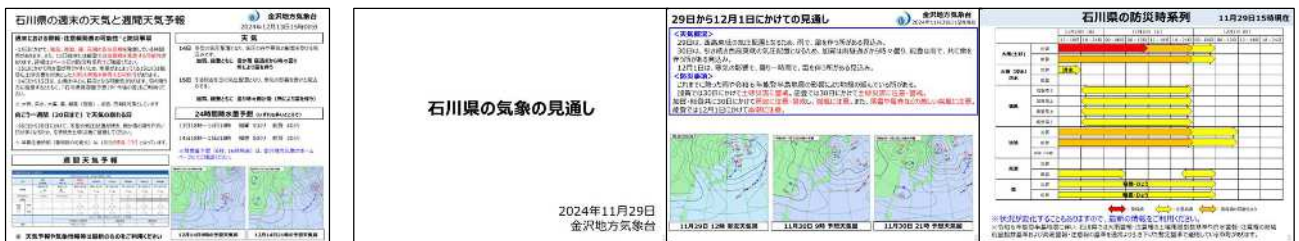
■ホットライン等による即時的な解説・助言の実施(気象状況等の切迫性を伝え積極的な防災対応を促すために気象台長等と首長等との間で行われる電話連絡)

- ・ホットラインの利用について、事前に自治体と調整しておくことで円滑に運用。
- ・避難指示等の責任者(首長)と気象台が顔の見える関係を平時より構築。
- ・ホットラインと併せて、担当者間での連絡を密に行う。



■週末メールや防災メールによる情報提供、解説の実施

・国や県、市町の防災担当者に対して週末における天気を週末メールとして、悪天が予想される前には防災メールとして気象の見通しを送付。日頃より防災対応を円滑に実施できるよう対応。



週末メール

気象の見通し

取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内容	台風や大雨に関するオンラインによる気象解説
実施主体	金沢地方気象台

金沢地方気象台では、石川県や市町の防災担当者に対して台風等による影響や防災事項等についてWeb会議システムを用いて解説を実施しました。

また令和5年度から、Web会議に参加できなかった機関や、解説の内容を再確認することができるように、YouTubeによる配信を実施しています。

【実施概要】

- ・参加者：国・県・市町等の防災機関等
- ・内容：台風、前線等による大雨の見通し、防災事項等の解説



Web説明会の風景



(例)Web説明会のYouTubeによる配信

# ～ 金沢市 ～

取組項目	水害危険性の周知促進(洪水予報河川および水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップ作成・公表)
内 容	デジタルハザードマップアプリ更新 (ライブカメラ映像、水位情報の閲覧機能追加)
実施主体	金沢市





## ～ 白山市 ～

取組項目	防災教育の実施
内 容	市内の子ども会、大学への防災講座実施
実施主体	大学、河内子ども会育成委員会、河内町まちづくり協議会、白山市

大学等からの依頼を受けて、令和7年度は大学で3回、市内の子ども会で1回、水害に関する防災講座を実施しました。

市職員や防災士が講師となり、過去の水害の話やハザードマップの説明、マイタイムラインの作成方法のほか、水害への備えや備蓄品の説明を行いました。



備蓄品の説明  
金城大学



キャンプでの防災講座  
河内子ども会

## ～ 能美市 ～

取組項目	住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施
内 容	町(内)会、自主防災組織、各種団体を対象とした出前講座
実施主体	能美市

### 【実施概要】

- ・開催時期：通年
- ・参加団体：町(内)会、自主防災組織、各種団体
- ・内 容：ハザードマップの見方や大雨災害からの適切な避難行動について、地域住民と共有することで水害に備える意識の向上を図り、防災減災に繋がりました。
- ・実 績：令和 4年度：16団体(延べ16回)  
令和 5年度：18団体(延べ18回)  
令和 6年度：17団体(延べ17回)  
令和 7年度：20団体(延べ20回)



取組項目	防災に関わる各種団体との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るイベントの実施
内 容	防災フェスタ2025 の開催
実施主体	能美市

子どもから大人まで楽しく防災を学べるイベントとして、消防車両の乗車体験、放水体験に加え、デジタルコンテンツで防災を学ぶコーナーや、石川県助産師会による「親子の防災教室」など、楽しみながら日ごろの備えや災害時の行動を学ぶ企画を開催しました。

【実施概要】

- ・日 時: 令和7年9月28日(日) 10:00～15:00
- ・場 所: 能美市防災センター
- ・参加団体: 災害時応援協定締結企業、能美市防災士連絡協議会、石川県助産師会 等

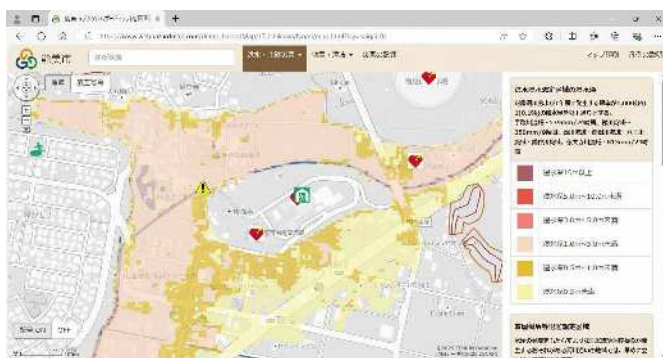


取組項目	水害危険性の周知促進
内 容	デジタルハザードマップの構築・周知
実施主体	能美市

大雨・台風に伴う洪水、土砂災害や地震に伴う津波災害のリスクに備え、浸水深、土砂災害(特別)警戒区域、指定避難所などの各種情報をインターネット上で確認できるデジタルハザードマップを構築しました。日本語以外の6ヶ国語に対応しています。

【閲覧可能なハザードマップ】

- 洪水浸水想定区域(手取川・梯川・鍋谷川・西川・熊田川・八丁川・館谷川・仏大寺川)
- 土砂災害(特別)警戒区域、浸水継続時間(手取川・梯川・鍋谷川・八丁川)
- 揺れやすさ、液状化しやすさ、津波災害警戒区域、その他指定避難所等関連情報



PC用画面



スマートフォン用画面

## ～ 野々市市 ～

取組項目	避難所開設運営訓練
内 容	避難者の受付、備蓄品の確認 等
実施主体	町内会、防災士 等

災害発生を想定し、町内会、防災士等の地域住民が主体となり、市内10か所の拠点避難所において、開設訓練を実施した。

### 【訓練概要】

- ・日 時:令和7年9月28日(日)8時00分～
- ・内 容:①炊き出し訓練、給水訓練 等  
②災害協定先と連携した体験訓練の実施  
(漏電ブレーカーの紹介、防災グッズの展示、LPガス設備を使用した炊出し など)
- ・備 考:当日は防災士主導で訓練を実施し、参加者への説明等を実施



【炊き出し訓練】



【給水訓練】



【災害協定先による説明】

## ～ 川北町 ～

取組項目	河川公園(西部水辺の楽校)にて、小学生を対象とした水防学習の実施
内 容	洪水体験及び水防技術体験の実施
実施主体	川北町役場 土木課

小学生を対象に模擬水路を活用した洪水体験及び水防技術体験を実施しました。

### 【実施概要】

- ・日 時：令和7年10月29日(水)14:00～15:30
- ・参加者：小学校5年生及び教諭、金沢河川国道事務所、川北町土木課、協力企業  
約100名
- ・内 容：① 模擬水路にて実際の堤防の決壊を体験してもらう  
② 水防技術を用い堤防の決壊を防ぐ体験をってもらう







手取川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

■実施中（今後も引き続き実施していく）の取組  
■実施済みの取組

資料-2-2

項目	事項	減災のための取組項目（事業） （概ね5年間）		北陸地産		石川県		金沢地方気象台		白山市		能美市		小松市		川北町		野々市市		金沢市	
		内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																					
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																					
			X																		
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水初期による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																					
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																					
		N																			
		LM N																			
		P.Q																			
		O.Q																			
		P																			
		M.P. Q																			

手取川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

：実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
：実施済みの取組

資料-2-2

項目	事項	減災のための取組項目(事業) (概ね5年間)		北陸地産		石川県		金沢地方気象台		白山市		能美市		小松市		川北町		野々市市		金沢市	
		内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																					
			K	・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に当たった支援を実施。避難訓練の実施を行う ・各市町村の地域防災計画作成支援のための資料を作成【100.1】(幹事会) ・【R2.1】要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を実施(白山市)	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成。避難訓練をおこなう際の技術的な助言を行う	引き続き実施			①福祉避難所開設に係る施設との連携 ②避難行動要支援者名簿の作成・府会との協定の締結 ③要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域等の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に当たった技術的な助言を行う	H29年度から実施
				・各市町村の地域防災計画作成支援のための資料を作成【100.1】(幹事会) ・【R2.1】要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を実施(白山市)	引き続き実施	・【R2.12】洪水時等に適切な避難行動とれるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施(金沢市) ・【R3.10.1】高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)	引き続き実施			①62施設と協定締結済(R7.12月) ②避難行動要支援者名簿の臨時更新・府会との協定の締結を推進 ③対象施設を地域防災計画に編入 ・地域防災計画回数 17施設 ・避難確保計画作成数 167施設	引き続き実施	・地域防災計画掲載 81施設 ・避難確保計画作成数 81施設	平成30年度から実施	・地域防災計画掲載 124施設 ・避難確保計画作成数 123施設	平成30年度から実施	・浸水想定区域図等を参考に、要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から順次実施	・浸水想定区域図等の見直しにあわせて、要配慮者利用施設における計画策定の支援を行う。	H29年度から実施	・【H29.9-】対象施設に計画作成の助言会を実施(4回) ・地域防災計画記載施設 720施設 ・避難確保計画作成数 671施設	H29年度から実施
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																					
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																					
			I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う ・大規模工場等が地域防災計画に定めた水害等には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う ・【R2.118】浸水防止対策として企業BCP講座を実施(金沢市)	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施			・水害対策等の啓発活動を行う	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施			・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施
				・大規模工場等が地域防災計画に定めた水害等には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う ・【R2.118】浸水防止対策として企業BCP講座を実施(金沢市)	引き続き実施	・大規模工場等が市町地域防災計画に定めた水害等には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施			・水害対策等の啓発活動を行う	H29年度から順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施			・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	・【R2.118】浸水防止対策として企業BCP講座を実施	H29年度から順次実施
1. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																					
■救済・救助活動の効率化に関する取組																					
			E.S	・広域支援拠点等の検討支援 ・令和2年度に「新旧活動の拠点等配置計画」を検討済み ・令和2年度に「新旧活動の拠点等配置計画」を完了	H29年度から検討	・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施			①工の備蓄ボランティアの協力(一社)白山野々市建設業協会を主催 ・資材(土のう袋、ブルーシート、パレット)の準備・交換 ・土のうの配備 ②各種備蓄品の整備 ・各種備蓄品の整備(アレルギー対策食品への更新を含む) ③浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	①年1回 ②臨時更新 ③臨時更新 ④引き続き検討	・10周年計画による各種備蓄品の更新 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	平成29年度から10周年計画 H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討。	H29年度から検討	・指定避難場所への毛布の配置 ・公共施設への太陽光発電設備の設置 ・非常持ち出し袋の全戸配布 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から検討	・浸水想定区域図等の見直しにあわせて広域支援拠点等の配備等を検討 ・【R2.118】総合防災訓練にて関係機関の受入場所等を検討 ・【R3.11】総合防災訓練にて受援訓練を実施	H31年度から検討
				・令和2年度に「新旧活動の拠点等配置計画」を完了	H29年度から検討	・広域的な水防資材の確保・調整等を行う	順次実施			①工の備蓄ボランティアの協力を実施 ②土のうの配備を推進(鶴岡地域配 置、松任地域臨時配備中) ③各種備蓄品の整備を推進 ④各種備蓄品の整備を推進 ⑤広域支援拠点等の配備等を検討	①年1回 ②臨時更新 ③臨時更新 ④引き続き検討	・備蓄計画に基づき各種備蓄品を整備し、備蓄倉庫内に配置。 ・地域防災計画中の物資再構成計画を夏直し。4施設を指定 ・備蓄計画の見直しを検討	平成30年度見直し、H30年度実施済み H29年度から検討	・備蓄物資及び水防避難所の搬送 ・配置計画を検討する。	H29年度から検討	・指定避難場所への毛布の配置 ・公共施設への太陽光発電設備の設置 ・非常持ち出し袋の全戸配布 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から順次実施	・浸水想定区域図等の見直しにあわせて広域支援拠点等の配備等を検討 ・【R2.118】総合防災訓練にて関係機関の受入場所等を検討 ・【R3.11】総合防災訓練にて受援訓練を実施	H31年度から検討		
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																					
			S.T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討 ・令和2年度に排水計画を検討済み ・令和2年度に排水計画を完了	H29年度から検討	・手取川排水計画(案)の検討に協力 ・手取川排水計画の検討に協力	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置場所の選定 ・雨水管理総合計画の策定及び浸水想定区域図の作成	H29年度から検討 令和4年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置場所の選定 ・雨水管理総合計画の策定 ・浸水想定区域図を作成済み	H29年度から検討 令和4年度に策定予定 H28年度完了								
				・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討 ・令和2年度に排水計画を完了	H29年度から検討	・手取川排水計画(案)の検討に協力 ・手取川排水計画の検討に協力	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置場所の選定 ・雨水管理総合計画の策定 ・浸水想定区域図を作成済み	H29年度から検討 令和4年度に策定予定 H28年度完了	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置場所の選定 ・雨水管理総合計画の策定 ・浸水想定区域図を作成済み	H29年度から検討 令和4年度に策定予定 H28年度完了								
			T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加 ・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	H29年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施
				・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加 ・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	H29年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H29年度から実施



# 梯 川

凡例 上段：各機関の具体的な取組 下段：取組の進捗状況

実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
 実施済みの取組

資料-2-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する取組													
		⑤水位予測の検討及び精度の向上、ダム運用を考慮した洪水予測システムの構築により、ダムの危機管理型運用を実現	B.M	・現状予測期間(~3時間) ・更に数時間(4~6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。  ・洪水予測(水害リスクライン)精度向上に向け検討中 ・【R2.6】自治体向けの水害リスクラインについて情報提供	H28年度から検討  H30~	・洪水予測に必要な情報提供を行う  ・国の洪水予測検討に必要となる、県観測の雨量データなどを提供。	H28年度から実施  引き続き実施						
		⑥水害危険性の周知促進(洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表)	X			・市町の役場等に係る河川のうち、現在、水位周知河川に未指定の河川について、追加指定の検討する。  ・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(令和5年5月公表)	平成30年度から順次実施			・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の洪水浸水想定区域も含めた洪水ハザードマップを作成	令和5年度	・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の洪水浸水想定区域も含めた洪水ハザードマップを作成	令和5年度から検討
		⑦円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L.J	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置  ・簡易水位計を8箇所に設置完了 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置し、静止画のWeb配信をR3.3月に実施	H28年度から順次整備  ・H30年10月 ・R2年2月 ・R3年3月	・水位計・量水標等の設置の検討  ・簡易水位計および簡易型河川監視カメラを10箇所に設置 梯川(指定区間)・鍋谷川・日川・弘大寺川・郷谷川・木場湯・粟津川・館谷川・光谷川・西俣川・浮上川	順次実施  ~R5年度設置完了			① 防災アプリ マップ機能に浸水想定区域図を掲載 ② 洪水ハザードマップ 作成・全戸配布 ③ デジタル版洪水ハザードマップの更新・公開	① R5.12 ② R6.6 ③ R6.3	① 冠水箇所等の監視カメラ設置 令和元年度に1台増設し、市内15箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載 ② 冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに交差点等に監視カメラを新設、既設のカメラを更新し、機能強化	①設置済 ②R5年度~R6年度
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組													
		①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施  ・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視を実施	順次毎年実施  引き続き実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施  ・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	順次実施  引き続き実施			・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。  ・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	順次毎年実施  引き続き実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。  ・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	順次毎年実施  パトロールは毎年参加
		②小中学校等における水災害教育を実施、防災教育の促進・充実	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的にやっていく。  ・梯川手作り学習館に水害対応体験コーナーを設置し、防災学習を支援。ただし、R7年度は小松流域治水出張所の耐震工事を行っているため、安全面を考慮し、実施を休止。	引き続き実施  引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。  ・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施  引き続き実施			・小中学校での水害教育を実施。  ・小学校の社会科の副教材として「わが家の防災ファイル」水害対策を引用し活用する。 ・梯川手作り学習館のしごと体験参加	引き続き実施  引き続き実施	・各小中学校及び高校から要請があった場合、出前講座を行う。  ・【H28.6月】防災センターに手取川水害資料の常設展示開始 ・【R7.3月】防災センターに令和4年8月大雨災害資料の常設展示開始 ・【R7.8.5】小学生を対象とした手取川アウトドア教室に参加。	随時  随時

# 梯 川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

: 実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
: 実施済みの取組

資料-2-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市			
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組														
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
		③ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催、マイタイムライン普及促進	A,F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請により、出前講座等を積極的に going。</li> <li>・【R7.5.29】小松市新人職員を対象に水防活動等の研修支援</li> <li>・【R7.8.2】金沢地方気象台主催のお天気フェアにて、来場者を対象にマイタイムラインの紹介等を実施。</li> <li>・児童・生徒を対象に、防災学習を実施。</li> <li>【R6.7.8】石川県立小松特別支援学校</li> <li>【R6.10.29】小松市立串小学校</li> <li>【R6.11.13】石川県立小松特別支援学校</li> <li>【R6.12.5】小松市立月津小学校</li> <li>【R7.2.27】石川県立錦城特別支援学校</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。</li> </ul>	順次実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災訓練や防災研修会、出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施する。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。</li> </ul>	随時
		④ 住民や旅行者を含めた防災意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ(モデル地域)」の設置、災害リスクの現地表示	D,F I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供</li> <li>・市町の求めに応じて、情報提供を行う。</li> </ul>	順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や市町からの要請があった場合は、出前講座等を行っていく。</li> <li>H30年度:22件、R1年度:23件、R2年度:6件、R3年度:5件、R4年度:14件、R5年度:13件、R6年度:17件、R7年度:15件</li> <li>・防災士を対象としたセミナーを実施【初任者研修】</li> <li>・R7.7~8 金沢、小松、能登の3会場で実施</li> <li>【テーマ別研修】</li> <li>・R7.8.31「地区防災計画について」金沢会場で実施</li> <li>・R7.11.9「能登半島地震でのNPO等の活動とこれからの災害支援」能登会場で実施</li> <li>・R7.11.22「災害時要配慮者の防災対策と健康」小松会場で実施</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出前講座、講演、防災訓練へのオブザーバー派遣等を実施。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部や小松防災士の会と連携し、講習会等を実施しているが、今後は、自主防災訓練時や防災講話等での出前講座の活用を図っていく。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体、学校や町会・町内会から出前講座の要望を受けて実施</li> <li>・洪水に関する出前講座、H29年度2団体、H30年度11団体、令和元年度9団体、令和2年度10団体、令和3年度13団体、令和4年度16団体、令和5年度18団体、令和6年度17団体、令和7年度20団体</li> </ul>	随時	
		⑤ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布</li> <li>・浸水想定区域パンフレット作成・配布</li> <li>・出水期前の「広報かけはしがわ」にて洪水に対する啓蒙啓発を実施</li> </ul>	H28年度から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「H30.7.26」前川、八丁川、鍋谷川において、想定最大規模も含めた洪水浸水想定区域図を公表。</li> <li>・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に、市町へ情報提供を行う。</li> </ul>	引き続き実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が推進する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みとして、梯川・新堀川水系流域164箇所にて想定浸水深表示標識を設置</li> </ul>	R3年度実施			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害防止啓発用チラシを作成している。県民へ広く周知していく。</li> <li>・新聞や県のテレビ広報番組を活用した、平時からの水防災情報の周知・教育</li> <li>・水防団員を対象とした水防災情報の利活用に関する勉強会の実施</li> <li>・ハザードマップの活用方法をわかりやすく解説したリーフレットを作成・周知(H30.11~)</li> <li>・各種の防災情報を警戒レベルに対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R1.10~)</li> <li>・警戒レベルの推奨配色に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R2.7~)</li> <li>・避難情報の改定に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R3.7~)</li> <li>・リーフレットの内容を説明する動画を作成・ホームページに公開(R3.10~)</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、関係機関と連携し作業を支援する。</li> </ul>	随時実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸地整や石川県からの情報提供後、「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布。</li> <li>・北陸地整や石川県からの情報提供後、効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報を市民へ周知する。</li> </ul>	H29年度から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布</li> <li>・洪水ハザードマップの完成に合わせて、各種災害統合版のマップ及び防災情報を盛り込んだ防災ガイドブックを全戸配布</li> </ul>	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討	令和元年度実施		

# 梯 川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

: 実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
: 実施済みの取組

資料-2-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組													
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組													
		⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K							・自主防災組織の結成率は100%であり、今後は防災訓練の実施率を向上させていく。 ・自主防災組織のランクアップ(5段階評価)を実施 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士は毎年80名、しみん救護員は毎年100名の養成を目指す。 ・全26校下地区に避難所運営協議会を設立し、地域住民による避難所運営を目指す。	引き続き実施	①自主防災組織の結成率は100%であり、今後は防災活動の支援を継続する。 ②自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図っていく。	引き続き実施
											各自主防災組織において、訓練・研修等を実施。 ・防災士 育成状況 (R7.3末) 総数 1,110名 うち女性 311名(28.0%) うち外国人 22名 201/245 町内 (82.0%)で育成 ・しみん救護員 育成状況 (R7.3末) 総数 824名 うち女性 400名(48.5%) 158/245 町内 (64.4%)で育成 ・避難所運営協議会 26/26校下地区設立 (R4.3末)	引き続き実施	①74町会の内74町会結成済み。 【R6.1末】 ②能美市の防災士数498人【R8.1末現在】。 令和7年度は38人を県の自主防災リーダー育成講座で育成。
		⑦浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X			・浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。 (浸水実績図の作成)	順次実施			・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討
							・【H30.3】浸水実績図を作成。浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。	引き続き実施			・R4.8大雨の浸水実績図を作成し、R6.3末にWEBで公表。 あわせて、国、県の浸水実績図もWEBで閲覧できるようにする。 ・雨水出水浸水想定区域図をR7.6にWEBで公表	R7.6	・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組													
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組													
		①外水・内水氾濫に対応した水防活動の連絡体制の確保や、実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施			・災害緊急メール等のプッシュ型情報伝達手段を活用し情報伝達する。 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制に準じて班単位でパトロールを実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施
					・【R7.5.9】洪水対応演習を実施 ・【R7.5.17】水防工法研修会を開催 ・【R7.6.4】重要水防区域パトロールを実施	引き続き毎年実施	・【R7.5.9】洪水対応演習に参加 ・【R7.5.17】水防工法研修会に参加 ・【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加 ・【R7.11.2】石川県防災総合訓練の実施	引き続き毎年実施	・【R7.5.9】洪水対応演習を実施 ・【R7.5.17】水防工法研修会に参加 ・【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・災害緊急メール等を活用し水防団等へ情報提供を実施する。 ・【R7.5.9】洪水対応演習に参加 ・【R7.5.17】水防工法研修会に参加 ・【R7.5.30】市水防訓練の実施 ・【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施	・【R7.5.9】洪水対応演習に参加 ・【R7.5.17】水防工法研修会に参加 ・【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加
		②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	L,M N	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施			・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に国県市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施
					・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き毎年実施	・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き毎年実施	・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き実施	・【R7.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加

# 梯 川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

: 実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
: 実施済みの取組

資料-2-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組													
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組													
		③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体が行う訓練への参加</li> <li>水防工法講習会の支援等を行う。</li> </ul>	引き続き毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体が行う訓練への参加</li> <li>水防訓練の実施</li> </ul>	引き続き毎年実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体が行う訓練への参加。</li> <li>水防活動時を想定した参集訓練実施。</li> <li>毎年、出水期前に水防訓練を実施。</li> <li>毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施。</li> </ul>	引き続き毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体が行う訓練への参加</li> <li>毎年、出水期前に水防訓練を実施</li> <li>毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施</li> </ul>	引き続き毎年実施 出水期前
		④水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進、水防に関する広報の充実	O,Q							<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。</li> </ul>	引き続き毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。</li> </ul>	引き続き毎年実施
		⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防技術講習会に参加</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防技術講習会に参加</li> </ul>	引き続き実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>水防工法講習会に参加。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防工法講習会に参加</li> </ul>	引き続き実施
		⑥新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P,Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施</li> <li>新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施</li> <li>H28年度から検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材の配備状況の確認・整備</li> <li>新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施</li> <li>H28年度から検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫及び倉庫内備品の点検。</li> </ul>	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)</li> </ul>	随時
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.9】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。</li> </ul>	引き続き毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.9】洪水対応演習に参加</li> </ul>	引き続き毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.9】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.9】洪水対応演習に参加</li> <li>市水防訓練に国・県がリエゾンとして参加</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.9】洪水対応演習に参加</li> </ul>	引き続き毎年実施 出水期前
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.29】小松市新人職員を対象に水防活動等の研修支援</li> <li>【R7.5.17】水防工法研修会(会場:川北町)を開催(毎年実施)</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.17】水防工法研修会に参加</li> </ul>	引き続き実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.17】水防工法研修会に参加</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.5.17】水防工法研修会に参加</li> </ul>	引き続き実施
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.6.4】重要水防区域パトロールで資材の配備状況を確認し、各市町と情報を共有</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加</li> <li>吸水性土のうを試験的に導入</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【R7.6.4】重要水防区域パトロールに参加</li> </ul>	随時
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組													
		①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成、避難訓練を行う際の技術的な助言を行う</li> </ul>	順次実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。</li> </ul>	引き続き実施 H29年度から実施
				<ul style="list-style-type: none"> <li>【H29.1.15】梯川の氾濫を想定したDMAT局地災害対応力向上研修を支援</li> <li>各市町の地域防災計画作成支援のための資料を作成【H30.11幹事会】</li> </ul>	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【H29.4.21】洪水時等に適切な避難行動がとられるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施</li> <li>【R3.10.1】高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)</li> </ul>	引き続き実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画掲載 124施設</li> <li>避難確保計画作成数 123施設</li> </ul>	平成30年度から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画掲載 81施設</li> <li>避難確保計画作成数 81施設</li> </ul>	平成30年度から実施 引き続き実施

# 梯 川

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

実施中(今後も引き続き実施していく)の取組  
実施済みの取組

資料-2-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組													
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組													
		②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施					・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施
				・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施					・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施
1. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化													
■救援・救助活動の効率化に関する取組													
		①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E.S	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施			・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	・10箇年計画による各種備蓄品の整備 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	・平成29年度から10箇年計画 ・H29年度から検討
				・R2年度に復旧活動の拠点等配置計画を検討済み	R2年度完了	・広域的な水防資材の確保・調整等を行う	順次実施			・浸水範囲及び浸水深から想定される避難対象地域住民の避難計画を検討する中で、避難所や備蓄品の広域支援拠点の配置について検討する。	引き続き実施	・備蓄計画に基づき各種備蓄品を整備し、備蓄倉庫内に配置。 ・地域防災計画中の物資集積拠点を見直し、4施設を指定。	・平成30年度見直し ・H30年度実施済み
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施													
		①大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の作成	S.T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・梯川排水計画(案)の検討に協力	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討		
				・排水計画を検討済み	R2年度完了	・梯川排水計画の検討に協力	R2年度完了			・国交省主催 樋管操作講習会に参加【R7.6.9】	引き続き毎年実施		
		②関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施		
				・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	引き続き実施	・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練に参加していく	引き続き実施			・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練参加【H28.6.14】	引き続き毎年実施		

被害軽減の取組  
多様な主体による被害軽減対策に関する事項

着手していると考えられる取組  
実施済みの取組

資料-2-4

機関名	特に確認したい内容	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
①市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	対象施設の有無	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	洪水時の情報連絡体制の有無	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり
	具体的な内容 ※本構等・標準字を 時期と検討における 課題 ※構築済：情報連絡 体制の内容	・市職員防災マニュアルに情報伝達体制を記載	・施設管理課が行う。	・浸水想定区域内に、市庁舎や災害拠点病院あり。止水板等で浸水対策を行い、電源を確保し、通常の連絡体制で行う。	・町職員防災対応マニュアルに川北町災害対策本部情報伝達図を記載。	・登録制メールとFAXによる関係機関への情報伝達体制を確立	・協議会等の場において、情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について確認。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電等の整備)	対象施設の有無	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	耐水化、非常用電源等の必要性の有無	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり
	具体的な内容 ※未対応：予定時期 ※対応済：初期事例 の内容	・非常用電源、貯水タンク、排水ポンプを設置済み ・令和7年度に、市庁舎の地下にある非常用電源を危機管理センター2階に移設（令和8年度、同センター運用開始）	・市庁舎の非常用電源を地上へ移設する。（令和8年度未成予定）	・止水板などを庁舎に設置し、浸水防止対策を行う。	・非常用電源を整備済み。	・非常用電源が地下に設置されているが、止水板を設置し、浸水防止対策を行っている。	・市庁舎の一部で非常用電源等の設備を整備済

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する進捗状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市	
想定最大規模L2	地域防災計画の見直し時期	令和6年11月に見直し済	令和6年6月に見直し	令和5年6月・12月に見直し	令和3年3月までに見直し済	令和2年3月に見直し（対象施設を明記）※以降、新規施設を随時追加	令和3年5月未だに見直し済
	R7年度までの実施内容	未提出の施設に対し、計画の作成・報告を依頼	全施設作成済み	地域防災計画掲載済み	各施設に説明を完了	対象施設に対して、避難確保計画の作成等について、説明資料を送付し周知をおこなった。	浸水想定区域拡大により、新規に避難確保計画作成が義務化される施設への通知。未作成の対象施設について、引き続き通知や個別指導を実施。
	R8年2/28時点の進捗状況	・対象施設 : 174箇所 ・作成済施設 : 167箇所	・対象施設 : 81箇所 ・作成済施設 : 81箇所	・対象施設 : 124箇所 ・作成済施設 : 123箇所	・対象施設 : 13箇所 ・作成済施設 : 11箇所	・対象施設 : 129箇所 ・作成済施設 : 104箇所	・対象施設 : 720箇所 ・作成済施設 : 671箇所

要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況

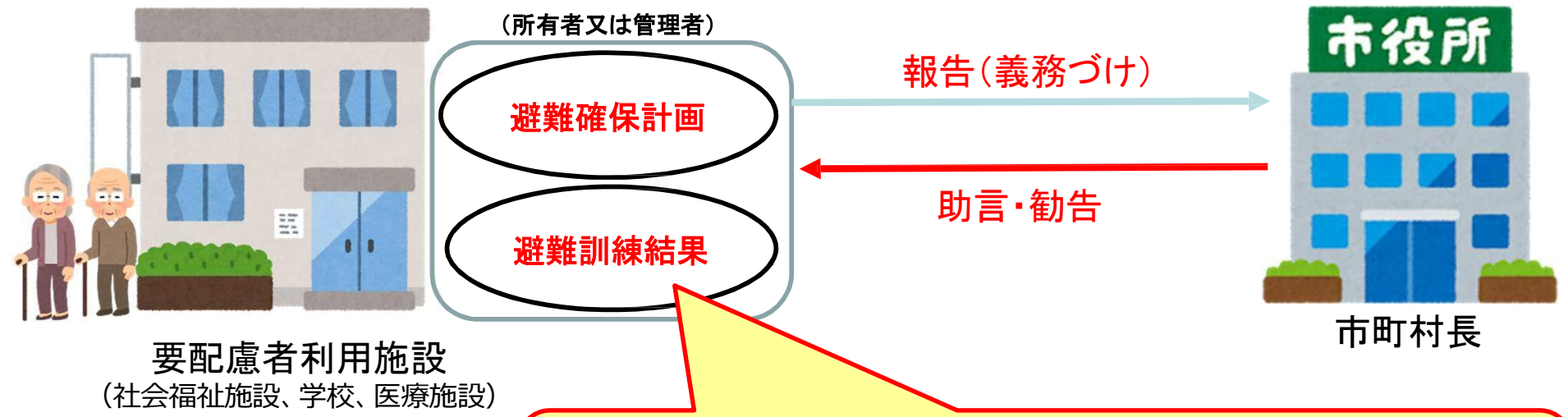
機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R6年度の実施状況	・対象施設 : 174箇所 ・実施済施設 : 101箇所	・対象施設 : 70箇所 ・実施済施設 : 56箇所	・対象施設 : 130箇所 ・実施済施設 : 57箇所	・対象施設 : 13箇所 ・実施済施設 : 11箇所	・対象施設 : 128箇所 ・実施済施設 : 71箇所	・対象施設 : 712箇所 ・実施済施設 : 91箇所
R8年2/28時点の進捗状況	・対象施設 : 174箇所 ・実施済施設 : 100箇所	・対象施設 : 81箇所 ・実施済施設 : 51箇所	・対象施設 : 124箇所 ・実施済施設 : 86箇所	・対象施設 : 13箇所 ・実施済施設 : 11箇所	・対象施設 : 129箇所 ・実施済施設 : 26箇所	・対象施設 : 720箇所 ・実施済施設 : 134箇所

住民のマイ・タイムラインの作成等の取り組み状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R6年度の取り組み状況	ホームページでマイタイムラインの作成を周知	ホームページでマイタイムラインの作成を周知	出前講座より、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	防災出前講座等より、マイタイムラインの作成を周知
R7年度の取り組み状況	マイタイムラインチラシを全戸配布 金城大学でマイ・タイムライン講座を実施	ホームページでマイタイムラインの作成を周知	出前講座より、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	防災出前講座等より、マイタイムラインの作成を周知

# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性 【避難確保計画の作成と訓練の実施および報告の義務化】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施が義務づけられました。**
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村が管理者等に対して助言・勧告する支援制度が創設されました。**



- ・ 特に訓練は実施後に**報告**することも義務
- ・ 訓練は原則として**年1回以上の頻度での実施が推奨**※  
(※「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」による)

# 避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進のために 【実施していただきたいこと】

## ■ 避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

水防法等で義務づけられている避難確保計画の作成や避難訓練について、全ての施設で作成及び実施する必要がありますので、**未作成・未実施の施設には働きかけを行うなど引き続き促進**していただくようお願いします。

**特に、訓練は実施後に報告することまでが義務**となっていますので、**確実に提出していただく**ようお願いします。



社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト

項目	確認事項	確認結果
1. 避難確保計画の作成状況	避難確保計画が作成されているか	
2. 避難確保計画の更新状況	避難確保計画が最新の状況に更新されているか	
3. 避難確保計画の周知状況	避難確保計画が関係者等に周知されているか	
4. 避難確保計画の実施状況	避難確保計画が実際に実施されているか	
5. 避難確保計画の報告状況	避難確保計画の実施結果が関係機関等に報告されているか	

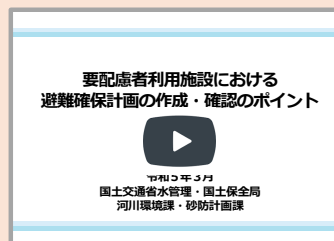
・河川部局だけでなく、**関係部局※が連携して進めることが有効**(※危機管理、福祉、総務部局、教育委員会等)

■ **助言・勧告のお願い、及び実態調査の実施について**  
要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、提出された**全ての避難確保計画において、チェックリスト等を活用して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行うようお願いします。

## ■ 施設関係者向けの動画やリーフレットの活用

**施設関係者**にも「避難確保計画の作成・活用の手引き」等の内容を簡易に理解してもらえるように、**動画やリーフレット**を作成していますので、**計画作成や訓練実施の促進にご活用**ください。

・これら資料を使って、**避難確保計画の作成講習会を開催し、目的や作成方法など説明した事例あり**



動画



リーフレット

# 【参考資料のリンク】

国土交通省のHPでは、計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、eラーニング教材、取組の事例集や講習会の開催マニュアル等、様々な資料がありますので参考にしてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材動画(約21分)(YouTube)

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

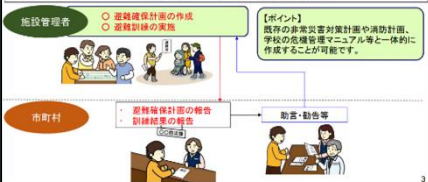
要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

### 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・雨水出水・高潮・土砂災害・津波に対する避難確保計画を作成し、市町村に報告することが義務付けられています。
- また、訓練を実施し、その結果を市町村に報告することが義務付けられています。
- まずは、従事している施設の避難確保計画を確認しましょう。



### お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3 高齢者等避難」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示（緊急）」は「警戒レベル4 避難指示」に、「警戒レベル5 災害発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

### 全国の取り組み状況

#### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況等（令和7年3月31日現在）

- 水防法等に基づく取組状況

作成状況等（令和7年3月31日現在）（PDF：42KB）

- 【洪水】都道府県別の作成状況等（PDF：35KB）
- 【洪水】市町村別の作成状況等（PDF：242KB）
- 【雨水出水】都道府県別の作成状況等（PDF：36KB）
- 【雨水出水】市町村別の作成状況等（PDF：68KB）

## 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

### 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)



内閣府 (防災担当)  
消防庁  
厚生労働省  
国土交通省  
気象庁

#### 4. 【事例1】岩手県久慈市

##### 高齢者グループホームの備り(岩手県久慈市)

施設概要  
施設名称 久慈市立グループホーム「あまのこ」  
施設所在地 久慈市  
施設規模 約100名  
施設利用者の状況  
施設利用者の年齢層は高齢者であり、認知症の患者もいる。また、災害時の避難行動が困難な高齢者が多くいる。また、災害時の避難行動が困難な高齢者が多くいる。また、災害時の避難行動が困難な高齢者が多くいる。



# 【参考資料】水防法より抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
  - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
  - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
  - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

# 【参考資料】土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律より抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

- 令和4年8月豪雨災害により、手取川・梯川流域全体で甚大な被害が発生し、逃げ遅れや車移動中の孤立、道路冠水により避難できなかった等、住民避難に関する課題が浮き彫りとなった。
- 従来の河川水位による基準に加え、雨量予測などによる早めの避難情報の発令の必要性や避難を促す情報発信について、自治体のみならず報道機関を含め、流域全体の関係機関が連携する必要性が生じた。
- 令和5年度から手取川・梯川流域タイムラインによって新たに「流域警戒ステージ」を設定する等、注意報・警報が発令される以前の段階で早期に流域全体で危機感を共有し、各機関において早めの防災行動に着手する逃げ遅れゼロの取組を強化。

- ・ 令和7年度は、流域警戒ステージに17回移行（うち、ステージⅡに1回移行、ステージⅢはなし）。また、運用会議を合計3回開催。
- ・ 流域警戒ステージ移行時や運用会議開催の際、メールにて情報を共有。また、**昨年度に引き続き移行後に情報提供を実施。**

## ■ 流域警戒ステージの情報提供メール

件名：【手取川・梯川流域タイムライン】流域警戒ステージⅠの情報について

手取川・梯川流域タイムライン関係機関 各位  
関係機関 担当者各位  
(本メールはBCCで送信しています)

8月10日17時現在の状況を情報提供します。

(連絡事項)  
8月10日17時現在、「流域警戒ステージⅠ」に移行中です。  
★石川県の加賀では、8月10日から12日にかけて、早期注意情報（警報級の可能性）の大雨【中】が発表されています。このため、現在移行中の流域警戒ステージⅠを「継続」しています。  
★加賀では、12日にかけて土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に注意・警戒してください。

(気象概況)  
前線が華中から本州を通過して日本の東へのびており、前線上の低気圧が対馬海峽を東に進んでいます。11日にかけて前線上の低気圧が北陸地方へ接近し、12日にかけて前線が本州付近に停滞する見込みです。その後、13日にかけても前線の影響を受けるでしょう。  
石川県では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となるため、雷を伴った激しい雨が降り、大雨となる所があるでしょう。  
雨量が停滞したり、予想より発達した場合は警報級の大雨となる地域が拡大する可能性があります。  
これまでの大雨の影響で地盤の緩んでいる所があり、土砂災害の危険度が高まっている所があります。

[雨の予想]  
10日に予想される1時間降水量は多い所で、加賀 30ミリ  
11日に予想される1時間降水量は多い所で、加賀 40ミリ  
10日18時から11日18時までに予想される24時間降水量は多い所で、加賀 100ミリ  
その後、11日18時から12日18時までに予想される24時間降水量は多い所で、加賀 120ミリ  
その後、12日18時から13日18時までに予想される24時間降水量は多い所で、加賀 60ミリ

★今後、警戒ステージⅡに移行する可能性が高くなっています。また、雨が降り続いており、今後強い雨が降ると急激に河川水位が上昇する可能性があります。引き続き注意をお願いします。

今後の気象警報・注意報、気象情報に留意願います。  
関係機関の皆様は、流域警戒ステージⅠに記載されている防災対応を実施してください。

金沢河川国道事務所 流域治水課 TEL：076-264-9910（直）  
<=>

## ■ 令和7年度 出水状況・警戒ステージ経過一覧 (R7.12末時点)

	日付	流域警戒ステージ	出水状況	備考
①	5/22~24	I		情報提供1回
②	6/12~15	I		6/13運用会議、情報提供2回
③	6/21~24	I		情報提供2回
④	6/24~26	I		情報提供1回
⑤	7/9~11	I		情報提供1回
⑥	8/3~12	I、Ⅱ		8/6運用会議、情報提供6回
⑦	8/30~9/3	I		情報提供3回
⑧	9/3~5	I		9/4運用会議、情報提供1回
⑨	9/6~8	I		情報提供2回
⑩	9/9~14	I		情報提供5回
⑪	9/16~18	I		情報提供1回
⑫	9/19~21	I		情報提供2回
⑬	9/26~29	I		情報提供1回
⑭	10/14~19	I		情報提供5回
⑮	11/3	I		
⑯	11/7~10	I		情報提供1回
⑰	11/24~11/28	I		情報提供2回

※ 6/13、9/4は運用会議を開催したが、予測降雨量が小さかったため、ステージⅡに移行せず

## ■ 運用会議の開催状況



## 住民の理解と自らの行動につなげるための 情報発信についてメディア機関と共有・連携

近年の温暖化による災害の激甚化、頻発化が顕著となっている中で、国としても災害から国民のいのちと暮らしをまもるための防災減災、そして国土強靱化のための5か年加速化計画を進めています。このような対策とあわせて、地域のリスク情報などを関係機関やメディアとの情報共有を通じて、住民等への情報伝達を行い、速やかな行動に結びつけていただくため情報提供と意見交換を行いました。



### 第1回 地域メディア連携協議会の概要

- 日時 令和7年6月12日(木) 10:00~11:30
- 場所 金沢河川国道事務所 2階会議室 (Web会議併用)
- 参加団体 【メディア機関】  
NHK金沢放送局、北陸放送、石川テレビ放送、  
金沢ケーブル、加賀ケーブル、エフエム石川、  
北國新聞社、北陸中日新聞
- 【行政機関】  
金沢地方气象台、石川県、  
金沢河川国道事務所(事務局)
- 議事次第・情報提供
  - (1) 金沢地方气象台
    - ・最新の3か月予報と洪水予報文の様式変更について
  - (2) 金沢河川国道事務所
    - ・水害リスクや防災情報の見方について
    - ・手取川梯川流域タイムラインについて
    - ・昨冬の降雪対応について
    - ・大雨による道路の通行止めについて
  - (3) その他(現地視察会について)
- 意見交換

### 各機関からの主な意見

- ・災害時の報道には、とにかくスピードを重視したい。このため防災関係機関ともコミュニケーションをとりながら進めていければと思う。
- ・小規模河川での逃げ遅れのケースが多いと感じている。メディアも含め対策を考えていかないとなかなか逃げ遅れは解消されない。
- ・特に高齢者は災害弱者であり、デジタル弱者でもある。出前講座などを通じて、キキクルなどの有効なデジタルツールを活用してもらう工夫があってもよいのではないか。
- ・大雪時の道路CCTVのスクロール配信について、現在の10秒間隔の配信では放送で使いづらい点もあるため、通行止めの区間などに固定するなど検討して欲しい。
- ・現地視察会は治水関係だけでなく、除雪関係で課題になっている場所を見てもよいと思う。



## 手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局金沢河川国道事務所（流域治水課）、石川県（土木部 河川課）が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月9日から施行する。

改正 平成28年 8月31日 (別表-1及び2改め)

改正 平成29年 5月15日 (第1条, 第2条及び別表-1, 2改め)

改正 平成29年10月26日 (第1条及び別表-1改め)

改正 令和 元年 5月20日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 3年 5月25日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 4年 5月27日 (別表-2改め)

改正 令和 5年 5月23日 (第8条及び別表-2改め)

別表－1

機 関 名	代 表 者
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
北陸電力(株) 手取水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
IR いしかわ鉄道(株)・施設課	

別表－2

所 属	幹 事 名
金 沢 市	内水整備課長 危機管理課長
小 松 市	内水対策室長 危機管理課長
白 山 市	土 木 課 長 危機管理課長
能 美 市	土 木 課 長 危機管理課長
野 々 市 市	土 木 課 長 総 務 課 長
川 北 町	総 務 課 長 土 木 課 長
石川県 土木部 河川課	課 参 事
" 危機管理監室 危機対策課	主 幹
" 南加賀土木総合事務所	河川砂防課長
" 石川土木総合事務所	河川砂防課長
金沢地方気象台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	副所長（河）
<オブザーバー> 加 賀 市	

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
手取川流域の減災に係る取組方針  
(案)

令和4年5月27日(金)

手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、令和 2 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

手取川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 6 市（金沢市、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町）、石川県、金沢地方气象台、北陸地方整備局金沢河川国道事務所で構成される「手取川・梯川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 9 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において、中小河川で甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととし、平成 29 年 5 月に協議会名を「手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」と改め、石川県が管理する大慶寺川・倉部川の 2 河川を追加した。また、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）の施行により、新たに大規模氾濫減災対策協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織に変更した。

さらに、令和元年度東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨、平成 29 年九州北部豪雨等による激甚な水害の頻発と今後の気象変動による降水量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されたことから、令和 2 年 9 月に「手取川・梯川水系流

域治水協議会」を設立し、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる「流域治水」を進めるための「手取川・梯川水系流域治水プロジェクト」を策定した。

これにより、これまで本協議会で取り組みを進めてきた減災に係るハード対策は、「手取川・梯川水系流域治水協議会」で取り扱うこととし、本協議会の取り組みは、避難計画・防災教育・水防体制の充実など「避難・水防対策」に係るソフト対策に重点化し、これらの取り組みを「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者と密接な連携体制のもと、防災・減災の取り組みを継続的に推進することとする。

本協議会では、手取川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 手取川は、その源を白山に発する全国屈指の急流河川であり、洪水流のもつエネルギーは極めて大きく、河岸侵食や洗掘により堤防の決壊に至るおそれがある。
- 2) 洪水時には、砂州の急激な発達により川の流れが変化して、河岸への水あたりの強い箇所が変動するため、河岸侵食等に伴う堤防の決壊箇所を予測することは困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有するため、氾濫流の流れが速く、短時間で広範囲に拡散し、避難時間の確保が難しい。また、左岸は扇状地から低平地に至る地形で、低平地では、決壊地点から離れており浸水危機を察知しにくい一方で、浸水深が深く、長期湛水となる。
- 4) 堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、地域住民の意識面に、施設への過剰な安心感が生じていることが危惧される。
- 5) 洪水浸水想定区域内には、白山市、小松市をはじめとした市街地が形成されており、扇状地では国道8号などの基幹交通や緊急輸送道路が短時間で浸水し、低平地では浸水の長期化により、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、「手取川の大規模水害に対し、氾濫流の流速が早く、拡散しやすい地形特性を踏まえ、①情報提供等により、出水時には住民自らがリスクを察知して、『迅速・確実な避難』の態勢を構築する。

②関係機関の連携のもとに取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る」ことを目標と定め、令和8年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、手取川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
北陸電力(株) 手取川水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
IRいしかわ鉄道(株) 施設課	

### 3. 手取川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

手取川は、その源を白山（標高2,702m）に発し、尾添川、大日川等の支川を合流しながら白山市鶴来大国町付近に至り、これより山間部を離れ石川県の誇る穀倉地帯である加賀平野を西流し、白山市湊町付近にて日本海に注ぐ、幹川流路延長72km、流域面積809km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域の気候は、上、中流域の山地部と下流域の平野部に大別され、気候は日本海型気候に属しており、過去30年の年平均降水量は山地部で約2,900mm、平野部で約2,300mmと多雨であり、また、日本有数の豪雪地帯でもある。

手取川は度重なる洪水氾濫により多くの人命、財産を失った歴史もあり、大自然との共存が地域住民の重要な課題であったことから、住民の日常生活と手取川は密接な関わりをもち、独自の風土が育まれてきた。

現在、手取川扇状地は石川県を代表する穀倉地帯であるとともに、豊富な地下水を活用した先端産業等の企業立地が進んでいる他、一般国道8号、北陸自動車道、JR北陸本線等の重要な交通幹線や、石川県の人口の約8割に給水する上水道をはじめとするライフラインが横断するなど、経済、社会面での重要な基盤をなしている。また、上流域も含め、豊かな自然や史跡、名勝等も多いことから、文化面でも重要な役割を果たしている。

##### ②洪水・氾濫の特性

手取川は河口から水源までの平均河床勾配が1/27と急流河川であり、洪水時には上流域から下流域へ高速流が一気に流下し、洪水流が持つエネルギーは極めて大きいことから、交互砂州の移動等により河岸侵食が著しく、侵食位置を予測することは極めて難しい。

また、扇状地河道の一部区間では河床が堤内地盤より高い天井川区間も存在している。

手取川扇状地の地形は、手取川の右岸側から左岸側に向かって低くなる地形となっている。また、手取川の下流部は丘陵が形成されており、丘陵の手前（手取川の河口から1k付近）が最も低い地形となっている。

洪水時にひとたび堤防が決壊すると、氾濫流(はんらんりゅう)は手取川下流部や扇状地の末端まで拡大するとともに、末端部では長期に渡って浸水が継続する危険性を含んでいる。

このような洪水の特徴がある中で、堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、洪水氾濫に対する地域住民の意識の低下が、住民らの避難行動の遅延を招くおそれがある。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

昭和9年7月11日では、活発な梅雨前線の移動により、新潟から福井にかけて記録的な豪雨となり、手取川では大氾濫となった。被害状況は、死者97名、行方不明15名、負傷者35名、埋没耕地2,113町歩、流出耕地695町歩、家屋の流出172戸、倒壊65戸、流出建物(住居以外のもの)160棟、倒壊したもの40棟、床上浸水家屋は586棟にも達した。交通機関、道路、堤防、電力、工業関係にも多大な被害を与え、なかでも能美電鉄鉄橋は約1,500mも下流に運び去られ、約53平方キロメートルにもわたって洪水が氾濫した。

平成10年9月22日洪水では、台風7号の北上により各地で時間雨量30mm以上の降雨を記録した。手取川流域では、上流部の尾添観測所において時間雨量82mmを観測している。鶴来水位観測所の水位は氾濫危険水位を超え、手取川ダムが完成した以降では最大の洪水となった。この洪水では河口導流堤の洗掘破損や河岸侵食に伴う護岸の損傷等が多数発生したほか、支川の西川・熊田川において浸水被害も発生した。

平成18年7月17日～19日洪水では、梅雨前線の活動により鶴来水位観測所で避難判断水位を超えた。この洪水は、17日に避難判断水位に達した後、水位は低下したものの、再び降雨が強まり19日にも避難判断水位を超える洪水となり、大規模な洪水が連続した洪水となった。この洪水では河岸侵食に伴う護岸の損傷等が多数発生したほか、支川の西川・熊田川において浸水被害も発生した。

平成25年7月29日洪水では前線の影響で北陸地方を中心に強い雨が降り続き、梯川では観測史上最大の洪水となったが、手取川においても大きな洪水となった。

鶴来水位観測所では氾濫注意水位を超えたものの、護岸の損傷等は発生しなかった。

## ②河川改修の状況

手取川の河川改修は昭和9年洪水を契機に開始され、河道掘削、堤防整備、侵食対策を主体に実施されてきた。昭和42年には「工事实施基本計画」が策定され、河川改修に加えて大日川ダムと手取川ダムの建設が位置づけられた。大日川ダムは昭和43年に、手取川ダムは昭和55年に完成している。

その後、平成9年の河川法改正に伴い、平成15年には「手取川水系河川整備計画」が策定、平成18年12月には「手取川水系河川整備計画（国管理区間）」が策定されている。河川整備計画では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する目標として、基準点鶴来において5,000m<sup>3</sup>/sの流下を可能とするための整備を進めるとともに、堤防整備や侵食対策として前腹付け工が位置づけられているほか、侵食センサーの設置も実施している。

現状では上下流バランスを確保しつつ整備が行われているものの、局所的に堤防高が不足している区間等も存在しており、安全に流下できる状態にはなっていない。

手取川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 手取川は、その源を白山に発する全国屈指の急流河川であり、洪水流のもつエネルギーは極めて大きく、河岸侵食や洗掘により堤防の決壊に至るおそれがある。
- 2) 洪水時においては、砂州の急激な発達により川の流れが変化して、河岸への水あたりの強い箇所が変動するため、河岸侵食等に伴う堤防の決壊箇所を予測することは困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有するため、氾濫流の流れが速く、短時間で広範囲に拡散し、避難時間の確保が難しい。また、左岸は扇状地から低平地に至る地形で、低平地では、決壊地点から離れており浸水危機を察知しにくい一方で、浸水深が深く、長期湛水となる。
- 4) 堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、地域住民の意識面に、施設への過剰な安心感が生じていることが危惧される。
- 5) 洪水浸水想定区域内には、白山市、小松市をはじめとした市街地が形成されており、扇状地では国道8号などの基幹交通や緊急輸送道路が短時間で浸水し、低平地では浸水の長期化により、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

近年、豪雨の集中化、局地化が際立ち、災害も激甚化している。今後の気候変動により、平成27年関東・東北豪雨のような施設能力を上回る洪水の発生頻度の増加が予想されることを踏まえると、社会全体の意識を「施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するもの」へと変革して洪水氾濫に備える必要がある。

本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「迅速・確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

○円滑かつ迅速な避難行動の取組として、

- ・避難勧告の発令や水防活動に着目したタイムラインの整備及び検証と改善、氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
- ・関係機関が連携して広域避難計画を検討するとともに、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映

- ・関係機関が連携して住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施するほか、昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施
  - ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）作成の普及促進
- 氾濫被害の軽減や避難時間の確保のための水防活動の取組として、
- ・迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保や地域事業者による水防支援体制の構築
- 社会経済活動を取り戻すための排水活動等の取組として、
- ・浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討・作成及びそれに基づく排水訓練の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

手取川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○手取川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を金沢河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難指示等の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を金沢河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	A
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難指示等の発令基準や対象地域を明記している。</p> <p>○手取川（国管理区間）における避難指示等に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>
	<p>●手取川（国管理区間）における避難指示等の発令に着目したタイムラインが整備済であるが、適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●小松市の地域防災計画やタイムライン等は、梯川やその支川主体に作成されているため、手取川が氾濫した場合の対応に懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
避難場所・避難経路	<p>○浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。</p>
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">F</p>
	<p>●洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない河川においては、水害危険性の周知がなされず課題が残る。</p> <p style="text-align: right;">X</p>

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、インターネット、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を金沢河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	G
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	H
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	I
避難誘導體制	○基本方針（避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか）は地域防災計画で定められている。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を 発表している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事 務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホット ライン）をしている。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWE Bや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>	L
	<p>●急流河川のため、洪水流による河岸侵食が起 きやすく、堤防決壊までの時間も短いことか ら、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	M
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の 合同巡視を実施している。</p> <p>○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河 川巡視を実施している。</p> <p>○水防計画により、浸水被害が予想される箇所を巡 回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団 等と河川管理者で共有が不十分であり、適切 な水防活動に懸念がある。</p>	N
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれ ぞれの受け持ち区間全てを回りきれないこ とや、定時巡回ができない状況にある。</p>	O
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水 防活動に関する専門的な知見等を習得する 機会が少なく、的確な水防活動ができないこ とが懸念される。</p>	P

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●
水防資機材の整備状況	<p>○防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●防災ステーションの未整備、水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、手取川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。</p>
市・町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○地域防災計画において、災害対応マニュアルに基づいた対応、適切な避難場所への誘導、市・県等への被災報告、他の医療機関への緊急搬送要請等を定めている。</p>

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○水門等の運用について水防計画に記載している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会経済活動の回復対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において早期の社会経済活動の回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標:手取川】

手取川の大規模水害に対し、氾濫流の流速が早く、拡散しやすい地形特性を踏まえ、

- ① 情報提供等により、出水時には住民自らがリスクを察知して、『迅速・確実な避難』の態勢を構築する。
  - ② 関係機関の連携のもとに取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る。
- を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※住民自らがリスクを察知・・・手取川の洪水を理解し防災に関する住民意識の形成

※迅速・確実な避難・・・破堤した場合に氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※関係者の連携・・・河川管理者・県・市町が取り組み状況を共有し、フォローアップを行う態勢

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、手取川など※において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 手取川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

※手取川など・・・取組は直轄管理区間の他、洪水氾濫域の重複する梯川や上流指定区間の河川管理者との連携が不可欠であり、国・県管理の指定区間・支川等を含む。

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関は次のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・ 氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G, H I, J	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・ 避難指示等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の検討・検証等	C	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・ 想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	D, E F	【完了】	北陸地整、石川県
・ 関係機関と住民が協働しながら、外水・内水氾濫に対応した避難計画の検討	D, E F, K	順次実施	北陸地整、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・ 関係機関が連携した広域避難計画の検討、隣接市町村における避難場所の設定等	D, E	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町

・想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映	D, E F	順次実施	北陸地整、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・水位予測の検討及び精度の向上	B, M	引き続き検討	北陸地整、石川県
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	【完了】	気象台
・水害危険性の周知促進（洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表）	X	順次実施	石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、侵食センサー等の整備	L, J	【完了】	北陸地整、石川県、能美市

<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	順次毎年実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施、防災教育の促進・充実	A	引き続き実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施、マイタイムライン普及促進	A, F	引き続き実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・住民意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ（モデル地域）」の設置、災害リスクの現地表示	D, F I	順次実施	北陸地整、石川県、小松市、白山市
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市

・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K	順次実施	小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X	順次実施	石川県、白山市、能美市

※ 手取川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	L, M N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集・指定を促進 または地域事業者による水防支援体制の構築、水防に関する広報の充実	O, Q	引き続き実施	小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	【完了】	北陸地整
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M, P Q	引き続き検討	北陸地整、石川県、白山市、能美市、小松市、川北町、野々市市

<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町、金沢市

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, S	引き続き検討	北陸地整、石川県、 小松市、能美市、 白山市、野々市市、 川北町
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討等を実施	S, T	引き続き検討	北陸地整、石川県、 小松市、白山市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	T	【完了】	北陸地整、石川県、 小松市、白山市
・関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	順次実施	北陸地整、石川県、 小松市、白山市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国でも早い段階で取組方針をまとめており、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
梯川流域の減災に係る取組方針  
(案)

令和4年5月27日(金)

手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、令和 2 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

梯川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市（小松市、能美市）、石川県、金沢地方气象台、北陸地方整備局金沢河川国道事務所で構成される「手取川・梯川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 9 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において、中小河川で甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととし、平成 29 年 5 月に協議会名を「手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」と改め、石川県が管理する大慶寺川・倉部川の 2 河川を追加した。また、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）の施行により、新たに大規模氾濫減災対策協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織に変更した。

さらに、令和元年度東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨、平成 29 年九州北部豪雨等による激甚な水害の頻発と今後の気象変動による降水量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されたことから、令和 2 年 9 月に「手取川・梯川水系流域治水協議会」を設立し、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させ

る「流域治水」を進めるための「手取川・梯川水系流域治水プロジェクト」を策定した。

これにより、これまで本協議会で取り組みを進めてきた減災に係るハード対策は、「手取川・梯川水系流域治水協議会」で取り扱うこととし、本協議会の取り組みは、避難計画・防災教育・水防体制の充実など「避難・水防対策」に係るソフト対策に重点化し、これらの取り組みを「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者と密接な連携体制のもと、防災・減災の取り組みを継続的に推進することとする。

本協議会では、梯川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 梯川は、流域面積が小さく流出時間が早いことから、避難や水防活動の時間確保が困難である。
- 2) 内水氾濫が発生した後に外水氾濫が複合的に発生することから、避難や水防活動の混乱や遅れが生じる恐れがある。
- 3) 梯川は、山間部と海岸砂丘に囲まれた低平地を抱え、左岸は拡散型、右岸は貯留型の氾濫形態であり、浸水域は広範かつ浸水深も大きく、浸水継続時間も長期にわたる。
- 4) 梯川の改修は、下流より順次実施しているため、白江大橋より上流区間では堤防高や幅が不足しており、旧河道上に堤防漏水のリスク箇所も顕在化している。
- 5) 平成10年、平成16年、平成18年、平成25年と堤防高に迫る洪水が頻発しており、流下能力の不足や堤防漏水のおそれと相まって、水害リスクが高い河川である。特に平成25年には小松市、能美市より避難勧告、避難指示が発令され、多くの避難者が発生した。
- 6) 浸水想定区域内には、県内第3位の人口を有する小松市等、人口が集中する市街地が形成されており、住居、商業、産業が集積し、発展傾向にあるため、多くの住民の避難が余儀なくされる。
- 7) 主要な公共施設や国道8号、305号、360号の基幹交通や緊急輸送道路、小松空港へのアクセスルート等が数日にわたり浸水するなど、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。早期に道路機能を回復させ日常生活を取り戻すため、迅速な排水活動に取り組む必要がある。

このような課題に対し、本協議会においては、「梯川の大規模水害に対し、自然排水が困難な低平地が広がる地形特性を踏まえ、①住民の間に市街地における水害リスクへの理解を広め、『安全な場所への確実な避難』の態勢を構築する。②関係機関の連携のもとに取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る」ことを目標と定め、令和8年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、梯川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
北陸電力(株) 手取川水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
IRいしかわ鉄道(株) 施設課	

### 3. 梯川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

梯川は、手取川と梯川とによって形成された扇状地を西に蛇行し、鍋谷川と八丁川を合せつつ小松市街地を貫流し、河口付近で木場潟より流れ出る前川を合せて日本海へ注ぐ、幹川流路延長 42km、流域面積 271km<sup>2</sup> の一級河川である。

梯川は、江戸時代から明治時代まではこれらの地域を蛇行して流れ、洪水の度に氾濫による浸水被害が頻発していたため、明治時代以降、捷水路の開削などの事業が行われたことにより、梯川の治水安全度が向上し、梯川流域には約 16 万人が居住し、浸水想定区域内には、県内第 3 位の人口を要する小松市等、人口が集中する市街地が形成されている。現在は、沿川にさまざまな社会基盤が形成されており、繊維、機械等の第二次産業が集積し、石川県の工業生産拠点として発展しているほか、小松空港、北陸自動車道、国道 8 号、JR 北陸本線など重要な広域交通網が集中し、関西、北陸の各圏域を結ぶ基幹交通のネットワークが形成されている。

##### ②洪水・氾濫の特性

流域の地形は、上流部では 1,000m 級の山々が急峻な V 字谷を形成し、中・下流部では河岸段丘による平坦地がみられ、水田としても利用されている。

流域の気候は、上流域の山地部と下流域の平野部に大別され、気候は、日本海型気候に属しており、冬季に降水が多いという日本海側特有の特徴をもっている。平野部の年間降水量は約 2,200mm、山地部の年間降水量は約 2,700mm である。

軽海地先より下流には、低湿な沖積平野に小松市街地が広がり、その沖積平野の南西に海跡湖の木場潟があり、海岸沿いに高さ 10~20m の海岸砂丘が発達している。低平地であるためひとたび氾濫すると甚大な被害が発生しやすい地形となっている。

梯川は、流域面積が小さく流出時間が早く、短時間で急激な水位上昇が発生することから、避難や水防活動の時間確保が困難である。さらに、梯川の洪水氾濫は、下流域の小松市街地の河床勾配が緩く、また川幅が狭く、流下能力が小さいために、上流部で河道から溢れた氾濫流が左右岸の低平地に氾濫流下し、海岸沿

いに発達した砂丘にさえぎられる。このため、ひとたび氾濫すると、湛水時間が長期化し、被害が増大する特性を有している。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

昭和9年7月11日洪水では、活発な梅雨前線の移動により、新潟から福井にかけて記録的な豪雨となり、手取川では大氾濫となった。氾濫した手取川の水は梯川流域内に流れ込み、板津村※、寺井野町※、安宅町※などは一面が泥水に覆われた。

梯川本川においては、下流部では堤防を嵩上げし、工事の大半が終わっていたことから決壊は免れたが、國府村字古府※地先では堤防が約15間(約27m)決壊した。また、支川の鍋谷川及び八丁川においても堤防が決壊した。

手取川の氾濫水が直接的に影響しなかった町村における被害状況は小松町※で床上浸水79戸、床下浸水9戸、國府村※で床上浸水10戸、床下浸水32戸であった。(※現・小松市)

昭和34年8月14日洪水では、石川県下は前線の活動が活発となり、加賀南部を中心に豪雨となった。この豪雨による増水により14日午後1時には小松市白江町地先の梯川右岸堤防が約100mにわたって決壊した。また、支川の八丁川及び郷谷川においても堤防が決壊した。

この洪水により、小松市の中海・軽海方面において床上浸水140戸、床下浸水250戸の被害が生じた。

昭和34年8月洪水は、戦後、本川の堤防の決壊により被害が生じた唯一の洪水であり、被害発生範囲も大きいものであった。

近年の出水状況は、平成10年、平成16年、平成18年、平成25年と堤防高に迫る洪水が頻発しており、堤防の決壊や越水には至らなかったものの、内水氾濫による被害が発生している。

平成10年9月22日洪水では、台風7号の北上により各地で時間雨量30mm以上の降雨を記録した。

埴田水位観測所では氾濫注意水位(警戒水位)を超えた。また、牧水位観測所においても氾濫注意水位(警戒水位)を超えた。

最高水位は、埴田水位観測所では5.07m、牧水位観測所では3.29mを記録し、両観測所ともに当時の観測史上最高水位となる出水となった。この出水による被

害は、内水による浸水が約 19.9ha、河岸決壊等 3 箇所であった。

平成 16 年 10 月 20 日洪水では、台風 23 号の影響により、20 日 16 時から 22 時の 6 時間に総雨量の約 5 割の強い降雨を観測した。埴田水位観測所では氾濫危険水位（危険水位）を超え、最高水位 4.69m を記録した。牧水位観測所では氾濫注意水位（警戒水位）を超え、最高水位 3.01m を記録した。

この出水では、小松市で初となる避難勧告が小松市長により 8 地区、2,273 世帯に発令された。出水による被害は、4 箇所では護岸破損等の被害が発生し、梯川沿川で内水により約 238ha が浸水した。

平成 18 年 7 月 17 日洪水では、梅雨前線の活動により、埴田水位観測所では氾濫危険水位（危険水位）を超え観測史上第 2 位となる 4.91m、牧水位観測所では氾濫注意水位（警戒水位）を超える 3.42m のピーク水位を観測した。

この出水では、小松市長により 12 地区、2,726 世帯、8,558 名に対して避難準備情報が 2 回発令された。出水による被害は、15 箇所では護岸破損、堤防漏水等の被害が発生し、梯川沿川で約 108ha が内水により浸水した。

平成 25 年 7 月 29 日洪水では、前線の影響で北陸地方を中心に強い雨が降り続いた。これにより石川県小松市内では 24 時間雨量で 199.5mm（小松雨量観測所）を観測し、この地点では観測史上最多の雨量を観測し、埴田水位観測所では観測史上最高水位 5.23m を記録した。また、1 時間あたりの水位上昇量は 1.58m（29 日 11 時～12 時）を記録し、急激な水位上昇が確認された。

この出水により、梯川沿川の小松市、能美市で 6,210 世帯、18,171 人に避難指示等が発令された。出水による被害は、4 箇所では堤防の法面崩れが発生し、梯川沿川での内水氾濫により約 177ha が浸水した。内水氾濫による浸水は、排水ポンプ車 6 台での半日以上にわたる排水作業により解消された。

## ②河川改修の状況

平成 28 年 3 月に策定した「梯川水系河川整備計画（国管理区間）」では、洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標として、「梯川での戦後最大相当規模の洪水（基準点小松大橋で 1,000m<sup>3</sup>/s）の流下を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、本川上流の赤瀬ダム（石川県）による洪水調節効果と合わせ、上下流バランスを確保しつつ、整備が行われているものの、白江大橋より上流区間では堤防高や幅が不足しているとともに、旧河道上に堤防漏水のリスク箇所も顕在

化しており、戦後最大相当規模の洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

梯川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 梯川は、流域面積が小さく流出時間が早いことから、避難や水防活動の時間確保が困難である。
  - 2) 内水氾濫が発生した後に外水氾濫が複合的に発生することから、避難や水防活動の混乱や遅れが生じるおそれがある。現状では内水氾濫の影響が十分に考慮されていない。
- ※外水氾濫は河川の水位が上昇し堤防決壊を伴うもので、内水氾濫は市街地等に降った雨が排水施設等の処理能力を超えて河川へと排水しきれずに湛水したものをいう。
- 3) 流域に、山間部と海岸砂丘に囲まれた低平地を抱え、浸水域は広範かつ浸水深も大きく、浸水継続時間も長期にわたる。
  - 4) 浸水想定区域内には、人口が集中する市街地が形成されており、国道8号、305号、360号の基幹交通や緊急輸送道路等が浸水するなど社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

近年、豪雨の集中化、局地化が際立ち、災害も激甚化している。今後の気候変動により、平成27年関東・東北豪雨のような施設能力を上回る洪水の発生頻度の増加が予想されることを踏まえると、社会全体の意識を「施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するもの」へと変革して洪水氾濫に備える必要がある。

本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「安全な場所への確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

○円滑かつ迅速な避難行動の取組として、

- ・避難勧告の発令や水防活動に着目したタイムラインの整備及び検証と改善、リアルタイムの浸水情報提供
- ・行政と自主防災組織の協同の下、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」の検討や外水・内水の複合氾濫の想定を反映しつつ、ハザードマップや防災マニュアルを改善
- ・住民や旅行者を含めた防災意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ※」の設置

※市街地内にモデル地域を設定して想定浸水深を表示した看板を設置

- ・住民一人一人の避難計画（マイタイムライン）作成の普及促進

○氾濫被害の軽減や避難時間の確保のための水防活動等の取組として、

- ・洪水被害の軽減や避難時間の確保に向け、ダム運用を考慮した洪水予測システムの構築により、ダムの危機管理型運用を実現
- ・外水・内水氾濫に対応した水防活動の連絡体制の確保や、実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保

○社会経済活動を取り戻すための排水活動等の取組として、

- ・浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の作成及びそれに基づく排水訓練の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

梯川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○梯川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を金沢河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難指示等の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を金沢河川国道事務所と気象台の共同で実施している。梯川では水位到達情報を提供する水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難指示等の発令基準や対象地域を明記している。</p> <p>○梯川（国管理区間）における避難指示等に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●梯川（国管理区間）における避難指示等の発令に着目したタイムラインが整備済であるが、適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●小松市の地域防災計画やタイムライン等は、梯川やその支川主体に作成されているため、手取川が氾濫した場合の対応に懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
避難場所・避難経路	<p>○浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p>●洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない河川においては、水害危険性の周知がなされず課題が残る。</p> <p style="text-align: right;">D</p> <p style="text-align: right;">E</p> <p style="text-align: right;">F</p> <p style="text-align: right;">X</p>

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を金沢河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	G
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	H
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	I
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	J
避難誘導體制	○基本方針（避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか）は地域防災計画で定められている。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、石川県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>	L
	<p>●堤防高が低く、堤防幅が狭い区間において迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	M
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。</p> <p>○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○水防計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	N
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	O
<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	P	

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	<p>○水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>○防災ステーションが整備されていない。</p>	
	<p>●防災ステーションの未整備、水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	Q
	<p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、梯川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。</p>	R

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○水門等の運用について水防計画に記載している。</p>	
	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会経済活動の回復対応を行えない懸念がある。</p>	S
	<p>●現状において早期の社会経済活動の回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	T

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標: 梯川】

梯川の大規模水害に対し、自然排水が困難な低平地が広がる地形特性を踏まえ、

- ① 住民の間に市街地における水害リスクへの理解を広め、『安全な場所への確実な避難』の体制を構築する。
  - ② 関係機関の連携のもとに取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る。
- を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※水害リスク・・・H10年、H16年、H18年、H25年と堤防高に迫る洪水が頻発し、水害リスクが高い河川

※安全な場所への確実な避難・・・浸水深が2階以上（3.0m以上）、家屋倒壊危険区域内では水平避難が必要でありそれ以外の浸水区域においても水平避難及び2階以上の垂直避難が求められる。

※関係者の連携・・・河川管理者・県・市町が取り組み状況を共有し、フォローアップを行う態勢

※社会経済被害の最小化：大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、梯川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 梯川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関は次のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・外水・内水氾濫の特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G, H I, J	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市
・避難指示等の発令や水防活動に着目したタイムラインの整備及び検証と改善	C	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	D, E F	【完了】	北陸地整、石川県
・行政と自主防災組織の協同の下、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等の検討	D, E F, K	順次実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市
・参加市・町による広域避難計画の策定及び支援	D, E	【完了】	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市
・外水・内水の複合氾濫の想定を反映しつつ、ハザードマップや防災マニュアルを改善	D, E F	順次実施	北陸地整、小松市、能美市、
・水位予測の検討及び精度の向上、ダム運用を考慮した洪水予測システムの構築により、ダムの危機管理型運用を実現	B, M	引き続き検討	北陸地整、石川県
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	【完了】	气象台

・水害危険性の周知促進（洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表）	X	順次実施	石川県 小松市、能美市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, J	【完了】	北陸地整、石川県、 能美市

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	順次毎年実施	北陸地整、石川県、 小松市、能美市
・小中学校等における水災害教育を実施、防災教育の促進・充実	A	引き続き実施	北陸地整、气象台、 石川県、小松市、 能美市
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催、マイタイムライン普及促進	A, F	引き続き実施	北陸地整、气象台、 石川県、小松市、 能美市
・住民や旅行者を含めた防災意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ（モデル地域）」の設置、災害リスクの現地表示	D, F I	順次実施	北陸地整、石川県、 小松市
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	北陸地整、气象台、 石川県、小松市、 能美市
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K	順次実施	小松市、能美市
・浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X	順次実施	石川県、小松市、 能美市

※ 梯川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・外水・内水氾濫に対応した水防活動の連絡体制の確保や、実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保	N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	L, M, N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市
・水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進、水防に関する広報の充実	O, Q	引き続き実施	小松市、能美市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	【完了】	北陸地整
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M, P, Q	引き続き検討	北陸地整、石川県、小松市、能美市
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, S	引き続き検討	北陸地整、石川県、 小松市、能美市
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の作成	S, T	引き続き検討	北陸地整、石川県、 小松市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	T	【完了】	北陸地整、石川県、 小松市
・関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	順次実施	北陸地整、石川県、 小松市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国でも早い段階で取組方針をまとめており、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。